

# 時評 生活保護の根本を問う

—ゴドウィンさんのケースについて考える

「ゴドウィン事件」が、いま、注目を集めている。だが、この事件はゴドウィンさんが引き起こしたのではなく、厚生省が引き起こしたものだといえる。

神戸で就学生として日本語を学んでいたゴドウィンさんは、昨年三月、くも膜下出血で手術をした。その治療費を支払うことが出来なかった本人に代って、神戸市は、賢明にも生活保護費より支払を行なった。

しかし、厚生省はこれにクレームを付けた。「永住者でない外国人に生活保護を適用するのはダメだ」というのである。生活保護費は、四分の三を国が、四分の一を地方自治体が支払うことになっているが、その四分の三(二百二十万円?)を返せというのである。それが今年五月のことである。

ゴドウィンさんのような永住者でない外国人に生活保護が適用されたケースは他にもあるがこの「事件」が、全国的に注目されている理由は次のようなことだ。①ゴドウィンさんに生活保護が適用されたことが、新聞報道(90年5月24日毎日新聞)によって明らかにされていること、②厚生省がそれに文句を付けて、返還請求(取消命令?)をしたこと(91年5月18日読売新聞)、③神戸市がそれに屈して返還したこと、そして、この件が、④神戸市が賢明にもすでに病院に治療費を生保費から支出してい

ることから、神戸市民が神戸市長に代って厚生省に請求書をつきつけるという形で、間接的に厚生省を相手とするような裁判の形で争うことができる唯一の事件であることである。

在日外国人に対する生活保護の適用についての文書による通知は、ひとつしかない。それが一九五四年(S29)五月八日付の厚生省社会局長通知である。そこでは、明らかに永住資格をもっている朝鮮人、台湾人以外の外国人をその対象としており、外国人登録証を呈示できない場合にも「急迫な状況にあつて放置することができない」ときは適用するように書かれている。生活保護は「最後の手段」であるので、該当する領事館などに問い合わせることが必要だが、朝鮮人、台湾人である場合は、領事館等に問い合わせる必要がないとも書いているのである。最近厚生省は、以前から生活保護は永住者だけを対象としていると詭弁を弄しているが、この通知は82年にもまた、他の部分は直されてもその部分はそのままの形で出されているのである。

厚生省社会局保護課発行の『保護のてびき』(下段)は、ずっと「生活に困窮している在日外国人」に適用するようにと書いていたのに、姑息にも91年版になって初めて、永住者だけに生活保護を適用しているような記述に書き換えている。一度読んだだけではどこが変わったのかわからない役人の作文を、頭の体操のつもりでとくと読んでいただきたい。ポイントは、90年版の「また」が91年版で消えていることである。

外国人と実際に接している地方自治体は、こ

のような問題に苦慮しているが、神戸市を含む十二の政令指定都市の生活保護主管課長会議は、今年九月に出した「緊急に治療を必要とする外国人への生活保護の適用について」という要望書で「最近、出入国管理及び難民認定法別表第二(永住者等「飛田」)の在留資格を有しない外国人の緊急入院あるいは治療を受ける際の治療費をめぐり問題が続出しており、医療機関から強い批判を受けるとともに、福祉事務所においてもその対応に苦慮しています。(略)急病の外国人を放置することは人道からも適当でないと思われれますので、短期滞在者・在留期限切れ等の不法滞在者を含めて、急迫状態で他に救

## <保護のてびき>

1990年版

生活に困窮している在日外国人に対しても人道、国際道義上、また戦前から日本に定着して生活習慣等も日本人と全く同様の状況にある外国人の多いこと等の観点から日本国民に準じた保護を行っています。  
昭和63年度現在で約36,300人の外国人が、生活保護を受けています。

1991年版

生活に困窮している在日外国人に対しても、人道、国際道義上の観点から、戦前から日本に定着して生活習慣等も日本人と全く同様の状況にある外国人等には日本国民に準じた保護を行っています。  
平成元年度現在で約34,400人の外国人が、生活保護を受けています。

外国人に対する保護

外国人に対する保護

助の方法がないときは、生活保護に準じた取り扱いを」できるよつにと要望している。

また、この問題に関しては政府内部が必ずしも一枚岩ではないようである。「外交フォーラム」という雑誌が「地球規模の難民問題」を特集した時(91年8月号)、外務省領事移住部外国人課審査官の菊池龍三氏は、「対応の現場から」という一文を載せている。少し長くなるが関連部分を引用してみる。

「外国人が治療費を支払う能力がないような場合は、病院をたらい回しされるような事態を防ぐために不法就労者であるか否かを問わず生活保護を適用し、医療扶助を与えるべきで、不法就労者であることによる退去強制の問題はその後で考えるべきものであろう。また、政府が不法就労者に対しても適用するとしている多くの社会保障制度は入管法六二条の通報義務(国および地方公共団体の職員は、入管法違反者と知った場合、入管当局に通報する義務あり)と新設された入管法七三条の二の不法就労助長罪とあいまって、不法就労者への適用が事実上困難となっている。」

近々、わたしも請求人のひとりとなって、神戸市に対して住民監査請求を起すことになる。今回の「ゴドウィン事件」は、神戸市が生活保護を彼に適用したのは賢明な措置であり、それにクレームをつけて返還させた厚生省が問題なのである。厚生省を相手に直接裁判でも起すことができればベストである。それができないので、まず、神戸市監査委員会に「厚生省に二〇〇万円分の請求をすべきであるとの勧告を求める」監査請求をする。そして、そのとお

りの勧告が得られなければ次に裁判をすることになるかもしれない。地方自治法二四二条に定められているもので、例えば、神戸市がAさんに一〇万円の接待をしてそれが不当だと考える神戸市民が、Aさんに一〇万円を請求せよと監査請求をするようなことがオンブズマンによって行なわれるが、そのAさんが厚生省に、一〇万円が一二〇万円(?)に代わったというようなことである。

ご承知のように、外国人には権利としての生活保護が認められていない。「恩恵」としてあるだけである。それ故、生活保護の申請が却下された場合、日本人であれば不服申立てができるが、外国人にはそれができないことになっている。却下通知のその部分は外国人の時には料金が引かれてくるか切り取られてくるのである。今年四月、同じく、くも膜下出血で入院した京都のブレンタさんへの生活保護の適用を要求する運動がマスコミにも報道されたが、外国人にとって生活保護が権利として認められておらず、不適用を理由に裁判を起すことはできないのである。今回の、ゴドウィンさんのケースは、神戸市がすでに、病院に治療費を生活保護費から支出している。この監査請求をきっかけにして、厚生省がゴドウィンさん、ひいては永住者以外の在日外国人に生活保護を適用しないことが不当であることを訴えることができるのである。

81年に日本政府が難民条約を批准し、翌82年一月から発効した。これにより、難民条約の内外国人平等原則違反の国民年金法、児童手当法等の国籍条項が撤廃されたことはよく知られている。

そのとき同時に入管法の強制退去項目のなかから、ライ予防法、精神衛生法関係の項目とともに「地方自治体の負担になるもの(生活保護)」も削除された。生活保護を受けた難民を強制退去することが内外人平等原則に違反することは明らかだからである。(戦前から在留する朝鮮人、台湾人についてはこれら三項目は適用しないと国会で答弁して一九五二年四月、旧入管法を成立させたので朝鮮人らには生活保護が適用されても強制送還されることはない。)

ここで大いなる疑問が湧く。難民条約の内外人平等原則を受け入れた日本の法律のなかになぜ生活保護の国籍条項が残り続けたのか、という疑問である。被生活保護者の強制退去項目を削除しかつ生活保護法の国籍条項も削除すれば、外国人労働者の日本流入に歯止めがなくなってしまうと政府が考えたからではないか、という意見も聞いた。たしかに日本政府がそのように考えた可能性はある。しかし、日本政府が難民条約を批准すればそれに拘束されるのであり、拘束されるからこそ国民年金法等の国籍条項を改めたのである。生活保護法に関しては、日本政府が難民条約との関係を回避(故意か過失か?)したとしか考えられない。

今回の厚生省のゴドウィンさんの件に関する不当な措置は、明らかに法のもとでの平等を定めた憲法14条および国際人権規約に定められた内外人平等の原則に違反するものであり、決して許すことができない。またゴドウィンさんのケースは、生活保護の根本を問うているといえる。すなわち「すべての人の人権」が保証されているか否かを問うているのである。(飛田 雄一)